

参考配布

令和2年11月17日

【照会先】

職業安定局 需給調整事業課

課長 松原 哲也

主任中央需給調整事業指導官 井上 英明

課長補佐 森岡 巨博

(代表電話) 03(5253)1111 (内線 5335、5324)

(直通電話) 03(3502)5227

## 労働者派遣法違反に係る告発について

標記について、香川労働局から別添のとおり告発の実施に係る発表を行った旨の連絡がありましたので、配布いたします。

なお、別添は、香川労働局が配布した資料です。

香川労働局  
令和2年11月17日(火)発表

香川労働局職業安定部需給調整事業室  
室長 川井 泰昌  
需給調整指導官 長柄 英樹  
(電話) 087-806-0010  
(FAX) 087-811-8934

報道関係者 各位

## 無許可で労働者派遣事業を行った疑いで刑事告発

香川労働局（局長：本間<sup>ほんま</sup> 之輝<sup>ゆきてる</sup>）は、令和2年8月31日、下記の者を労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（以下「労働者派遣法」という。）違反の疑いで、刑事訴訟法第239条第2項の規定に基づき、香川県丸亀警察署に告発した。

なお、告発後、捜査への影響を考慮し公表を差し控えていたが、香川県丸亀警察署から送検した旨の連絡を受けたため、本日公表するものである。

### 第1 被告発人

- ① 株式会社 匠  
(所在地：香川県丸亀市田村町1220番地4)
- ② 同社代表取締役 A (74歳 男)

### 第2 罪名及び罰条

#### 労働者派遣法違反

- 同法第4条第1項第2号（禁止業務への労働者派遣）
- 同法第5条第1項（無許可による労働者派遣）
- 同法第59条第1号及び同条第2号（罰則）
- 同法第62条（両罰規定）

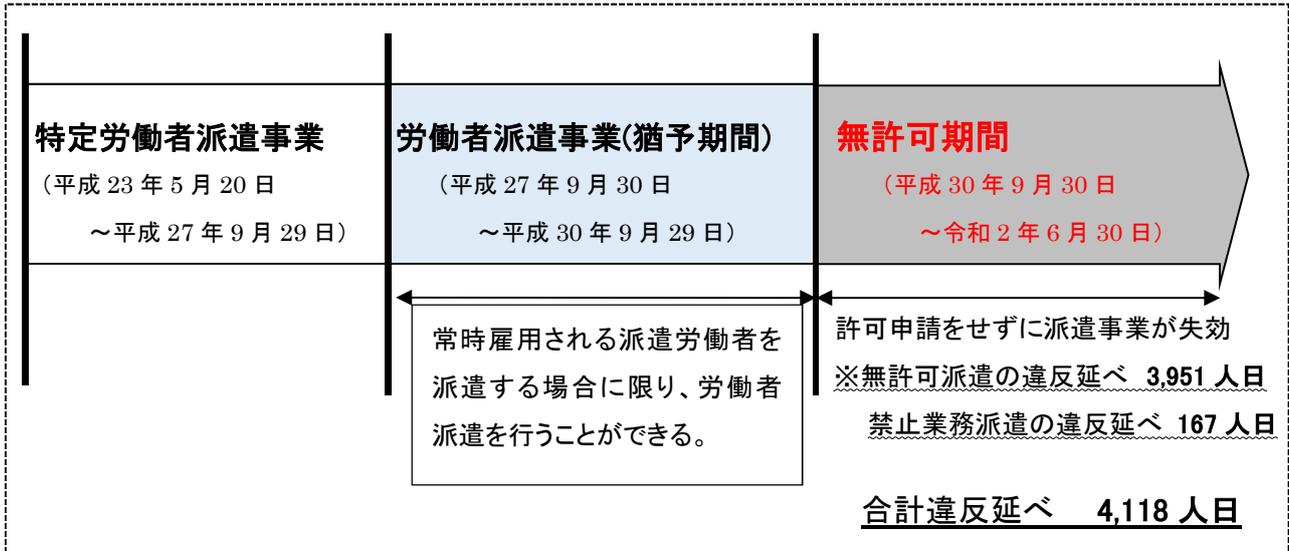
### 第3 告発の事実

被告発人は、本店を上記所在地に、事務所を丸亀市塩飽町に置き、主として建設事業や総合警備管理事業等を行う事業者である。

当該事業主は労働者派遣法第4条第1項第2号に規定する労働者派遣が禁止されている建設業務への労働者派遣事業や労働者派遣法第5条第1項に規定する厚生労働大臣の許可を受けることなく労働者派遣事業を行った疑いがある。

なお、被告発人は平成25年8月29日に、今回の告発事実と同様内容の違反である労働者派遣法第4条第1項第2号及び労働者派遣法第5条第1項に違反したとして、香川労働局から行政処分を受けている。

# 株式会社匠における労働者派遣事業の概要



## 【参 考】

### ○労働者派遣事業

労働者派遣事業とは、派遣元事業主が自己の雇用する労働者を、派遣先の指揮命令を受けて、派遣先のために労働に従事させることを業として行うことをいう。

平成 27 年の労働者派遣法改正法により、許可制であった一般労働者派遣事業と届出制であった特定労働者派遣事業の区分が廃止され、許可制である労働者派遣事業に一本化されたが、経過措置として、労働者派遣法改正法附則第 6 条第 1 項に基づき、労働者派遣法改正法の施行後 3 年を経過する日（平成 30 年 9 月 29 日）までの間に労働者派遣事業の許可申請を行った特定労働者派遣事業者は、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間は、常時雇用される労働者を派遣する場合に限り、労働者派遣事業を行うことができた。

## ○労働者派遣法(抄)

### 【用語の意義】

第2条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は当該各号に定めるところによる。

- 一 労働者派遣 自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。
- 三 労働者派遣事業 労働者派遣を業として行うことをいう。

### 【業務の範囲】

第4条 何人も、次の各号のいずれかに該当する業務について、労働者派遣事業を行ってはならない。

- 二 建設業務(土木、建築その他工作物の建設、改造、保存、修理、変更、破壊若しくは解体の作業又はこれらの作業の準備の作業に係る業務をいう。)

### 【労働者派遣事業の許可】

第5条 労働者派遣事業を行おうとする者は、厚生労働大臣の許可を受けなければならない。

### 【罰則】

第59条 次の各号のいずれかに該当する者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。

- 一 第4条第1項又は第15条の規定に違反した者
- 二 第5条第1項の許可を受けないで労働者派遣事業を行った者

第62条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、第58条から前条までの違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

## ○労働者派遣法改正法(抄)

### (特定労働者派遣事業に関する経過措置)

附則第6条 この法律の施行の際現に旧法第16条第1項の規定により届出書を提出して特定労働者派遣事業(旧法第2条第5号に規定する特定労働者派遣事業をいう。)を行っている者は、施行日から起算して3年を経過する日までの間(当該期間内に第4項の規定により労働者派遣事業の廃止を命じられたとき、又は新法第13条第1項の規定により労働者派遣事業を廃止した旨の届出をしたときは、当該廃止を命じられた日又は当該届出をした日までの間)は、新法第5条第1項の規定にかかわらず、引き続きその事業の派遣労働者(業として行われる労働者派遣の対象となるものに限る。)が常時雇用される労働者のみである労働者派遣事業を行うことができる。その者がその期間内に同項の許可の申請をした場合において、その期間を経過したときは、その申請について許可又は不許可の処分がある日までの間も、同様とする。

- 二 前項の規定による労働者派遣事業に関しては、新法第5条、第7条から第10条まで、第11条第1項後段及び第2項から第4項まで、第13条第2項、第14条並びに第54条の規定は適用しないものとし、新法の他の規定の適用については、当該労働者派遣事業を行う者を新法第2条第4号に規定する派遣元事業主とみなす。この場合において、新法第11条第1項中「第5条第2項各号に掲げる」とあるのは「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律等の一部を改

- 正する法律(平成 27 年法律第 73 号)第 1 条の規定による改正前の労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(以下「平成 27 年改正前法」という。)第 16 条第 1 項の届出書に記載すべきこととされた」と、新法第 26 条第 3 項中「第 5 条第 1 項の許可を受けている」とあるのは「平成 27 年改正前法第 16 条第 1 項の規定により届出書を提出している」とするほか、必要な読替えは、政令で定める。
- 三 第 1 項の規定による労働者派遣事業を行う者は、旧法第 16 条第 1 項の届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類を、労働者派遣事業を行う事業所ごとに備え付けるとともに、関係者から請求があったときは提示しなければならない。
- 四 厚生労働大臣は、第 1 項の規定による労働者派遣事業を行う者が新法第 6 条各号(第 4 号から第 7 号までを除く。)のいずれかに該当するとき、又は施行日前に旧法第 48 条第 3 項の規定による指示を受け、若しくは施行日以後に新法第 48 条第 3 項の規定による指示を受けたにもかかわらず、なお新法第 23 条第 3 項若しくは第 23 条の 2 の規定に違反したときは当該労働者派遣事業の廃止を、当該労働者派遣事業(2 以上の事業所を設けて当該労働者派遣事業を行う場合にあっては、各事業所ごとの当該労働者派遣事業。以下この項において同じ。)の開始の当時旧法第 6 条第 4 号から第 7 号までのいずれかに該当するときは当該労働者派遣事業の廃止を命じることができる。
- 五 厚生労働大臣は、第 1 項の規定による労働者派遣事業を行う者が施行日前に旧法(第 3 章第 4 節の規定を除く。)の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、若しくは施行日以後に新法(第 3 章第 4 節の規定を除く。)の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したとき、又は職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)の規定若しくは当該規定に基づく命令若しくは処分に違反したときは、期間を定めて当該労働者派遣事業の全部又は一部の停止を命ずることができる。
- 六 前 2 項の規定による処分に違反した者は、一年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
- 七 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、同項の罰金刑を科する。

## ○刑事訴訟法(抄)

### 【告発】

#### 第 239 条

- 二 官吏又は公吏は、その職務を行うことにより犯罪があると思科するときは、告発をしなければならない。

### 【告訴・告発の方式】

第 241 条 告訴又は告発は、書面又は口頭で検察官又は司法警察員にこれをしなければならない。

### 【告訴・告発を受けた司法警察員の手続き】

第 242 条 司法警察員は、告訴又は告発を受けたときは、速やかにこれに関する書類及び証拠物を検察官に送付しなければならない。